

## 令和8年度ふくい婚活サポートセンター運営等業務委託に係る企画提案選定実施要領

ふくい結婚応援協議会（以下「協議会」という。）では、令和8年度ふくい婚活サポートセンター運営等業務委託（以下「本業務」という。）に係る企画提案書を募集するので、下記のとおり公示する。なお、本公募は福井県の令和8年度当初予算成立を前提とし、予算成立後に効力を生じるものであるため、県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結できないことがある。

令和8年2月20日

ふくい結婚応援協議会 会長 田中 紫穂

### 1 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度ふくい婚活サポートセンター運営等業務委託
- (2) 業務の仕様等 令和8年度ふくい婚活サポートセンター運営等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託料の上限 25,523,000円（消費税および地方消費税を含む。）

### 2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和8年2月20日（金）
- (2) 企画提案参加資格申請書の提出締切 令和8年3月2日（月）17時
- (3) 本業務に関する質問の受付締切 令和8年3月2日（月）17時
- (4) 企画提案書の提出締切 令和8年3月13日（金）12時
- (5) 企画提案選定委員会 令和8年3月17日（火）AM（予定）
- (6) 結果通知 令和8年3月18日（水）（予定）

### 3 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (5) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。
  - (8) 企画提案選定委員会前 3 年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
  - (9) 福井県から訴えを提起されていないこと。
  - (10) その他、協議会との協議に柔軟、真摯に対応できること。

#### 4 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けること。

- (1) 提出書類
  - 企画提案参加資格申請書（様式 1）に次の書類を添付し、提出すること。
    - ・企画提案参加資格誓約書（様式 2）
    - ・企画提案参加事業者の概要、事業内容が分かる書類（企業案内等）
    - ・福井県税事務所または福井県嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- (2) 提出部数  
1 部
- (3) 提出期限  
令和 8 年 3 月 2 日（月） 17 時まで（必着）
- (4) 提出先  
ふくい結婚応援協議会事務局（福井県未来創造部県民協働課内）  
住所 〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1
- (5) 提出方法  
事務局まで持参または郵送（配達記録の残る方法）により提出すること。
- (6) 参加資格の認定  
参加資格の認定結果は、令和 8 年 3 月 6 日（金）までに申請者に通知する。

#### 5 質問

本実施要領および仕様書に関し質問がある場合には、質問票（様式 3）に記載の上、電子メールにて事務局あて提出すること。電子メール送信後、電話により確認を行うこと。

- (1) 提出期限  
令和 8 年 3 月 2 日（月） 17 時まで（必着）
- (2) 提出先  
ふくい結婚応援協議会事務局（福井県未来創造部県民協働課内）  
<電子メールアドレス> kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp
- (3) 質問に対する回答  
回答は、令和 8 年 3 月 6 日（金）までに、参加者全員に対し電子メールで回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

#### 6 企画提案書の提出手続

参加者は、以下の書類を事務局へ提出すること。

- (1) 提出書類（イ、ウの書類については、A4 サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可））
  - ア 企画提案書の提出について（様式 4）
  - イ 企画提案書（任意様式）

- ・別紙「企画提案書作成要領」に基づいて作成すること。
- ・提案書作成のため、マッチングシステムに関する取扱注意資料（個人情報除く）の閲覧を可能とする。希望者はふくい結婚応援協議会事務局に事前予約すること。  
閲覧期間：公告日から3月11日（水）までの平日9：00～17：00  
閲覧場所：ふくい結婚応援協議会事務局（福井県未来創造部県民協働課内）  
〔住所〕福井市大手3丁目17-1

#### ウ 見積書（任意様式）

企画提案書の内容を実施するための費用について、内訳も細かく記載すること。

##### 【見積書作成にあたっての留意事項】

- ・コンシェルジュ業務と個別相談窓口運営、それ以外にかかる経費について、それぞれの委託上限額（消費税および地方消費税を含む）は以下のとおりとする。
  - ①コンシェルジュ委託料 4,538,000円以内
  - ②上記以外の委託料 20,985,000円以内

#### (2) 提出部数

- ・企画提案書の提出について（様式4） 1部
- ・企画提案書 5部
- ・見積書 5部

#### (3) 提出期限

令和8年3月13日（金）12時まで（必着）

#### (4) 提出先

ふくい結婚応援協議会事務局（福井県未来創造部県民協働課内）  
住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

#### (5) 提出方法

事務局まで持参または郵送（配達記録の残る方法）により提出すること。

## 7 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いを行わない。

## 8 委託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、選定委員会が企画提案書とそれに基づくプレゼンテーションにより行う。事業者の選定は点数の合計が一番多い事業者とする。同点の場合は、選定委員の協議のうえ決定する。

### (2) 選定委員会の開催

参加者によるプレゼンテーションに基づき、審査する。選定委員会はふくい婚活サポートセンター（福井市中央1丁目21-37 リベラルアーツビル4階）において開催する。開催日は令和7年3月17日（火）の午前を予定しているが、日時等の詳細については別途通知する。

選定委員会で最も優れていると認めたものを本業務の委託候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。

## 9 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が協議会に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。

イ 参加者が協議会に提出した書類は、返却しない。

(2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(3) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

## 10 応募先および問い合わせ先

ふくい結婚応援協議会事務局（福井県未来創造部県民協働課内） 担当：伊藤

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話 0776-20-0362

E-Mail [kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp](mailto:kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp)

## 企画提案書作成要領

## 1 企画提案書の記載事項

企画提案書は、仕様書の業務の実施について、下記審査基準の2～6の評価項目ごとに出来る限り詳細に記載すること。

## (審査基準)

	評価項目	審査基準等	
1	全体評価	提案内容の 的確性	・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
		提案内容の 実現性	・実施方法等が具体的で、実現性があるか。
		事業への 理解・知識	・受託業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか
2	業務実施 体制	的確性	・受託業務を適正に遂行する望ましい資格、知識、経験を持つ人材が確保されているか。 ・個人情報管理、機密保持について理解が十分にあり、適切な対応が提案されているか。
		実現性	・スタッフの配置が適切で、業務遂行が可能であるか。 ・苦情やトラブル等に対し迅速な対応ができる体制となっているか。 ・スタッフの欠員が出た場合の迅速な対応が可能であるか。
		独創性	・スタッフの教育、指導体制があるか。 ・結婚支援における困難事案への対応のノウハウがあるか。
3	利用促進 ・成婚までの 支援	的確性	・目標値達成のための提案がなされているか。
		実現性	・利用者の増加や交際件数、成婚数増加に繋がるよう、婚活支援に関する専門的知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案であるか。
		独創性	・提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、成果が見込める提案であるか。
4	ふくい結婚応援企業の 活動促進	・企業の結婚支援活動を活発化させるための創意工夫が見られ、具体的かつ実績が見込める提案であるか。	
5	見積金額・経費	・適正な見積額となっているか。	

## 2 留意事項

- ・企画提案書は、仕様書を熟読して作成すること。
- ・ふく恋の成婚までの流れを参考にすること。 [https://www.fukui-konkatsucafe.jp/matching\\_system](https://www.fukui-konkatsucafe.jp/matching_system)
- ・提案書作成のため、マッチングシステムに関する取扱注意資料（個人情報除く）の閲覧を可能とする。希望者はふくい結婚応援協議会事務局に事前予約すること。

閲覧期間：公告日から3月11日（水）までの平日9：00～17：00

- ・スタッフの経歴や資格（資格認定団体の記載があること）がわかる資料を添付すること
- ・見積書はコンシェルジュ業務とそれ以外にかかる経費について、それぞれの経費がそれぞれ分かるように作成すること。
- ・企画提案書のサイズは、A4とする。
- ・提出できる企画提案は1案とする。
- ・一度提出した企画提案書等は、書き換え、引き換え、または撤回することができないものとする。